

鳥取労働局発表
平成29年8月28日(月)

担当	鳥取労働局労働基準部健康安全課
	健康安全課長 仲浜弘昭
	衛生専門官 市村英二
	電話 0857-29-1704

— 9月1日～30日は「全国労働衛生週間」準備月間 —

本週間（10月1日～7日）の効果的な活動のために

「働き方改革で見直そう みんなで輝く 健康職場」

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して健康を確保することを目的に毎年実施されています。

鳥取労働局（局長 うちだ としゆき 内田 敏之）では、10月1日～7日の本週間に効果的な活動が実施されるよう、9月1日～30日までの準備月間中に計画的な取組を呼びかけます。

1 「全国労働衛生週間」について

「全国労働衛生週間」は、毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備月間として、各職場で職場巡視やスローガンの掲示、労働衛生に関する講習会などさまざまな取組が展開されます。

最近の労働者の健康を巡る問題では、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占め、病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両面が困難な状況に直面している方々が多くなっています。

また、化学物質による健康障害、その取扱いが十分でないなど更なる化学物質の適切な取扱いの促進が必要な状況にあります。

さらに、平成28年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は825件（前年度比3.8%増）と2年連続増加し、精神障害事案の労災請求件数は1,586件（前年度比4.7%増）と4年連続増加し、メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。

このほか、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成28年は前年から7人減少して7,361人となりました。

疾病別では腰痛が201人増加し、4,751人と依然として全体の6割を超え、業種別では

社会福祉が最も多くなりました。

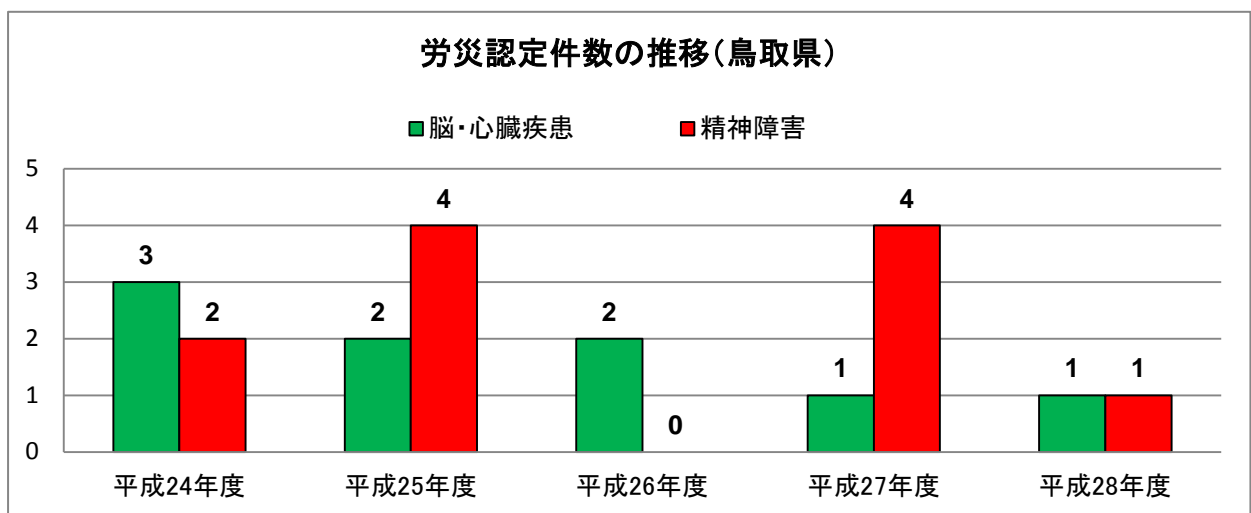
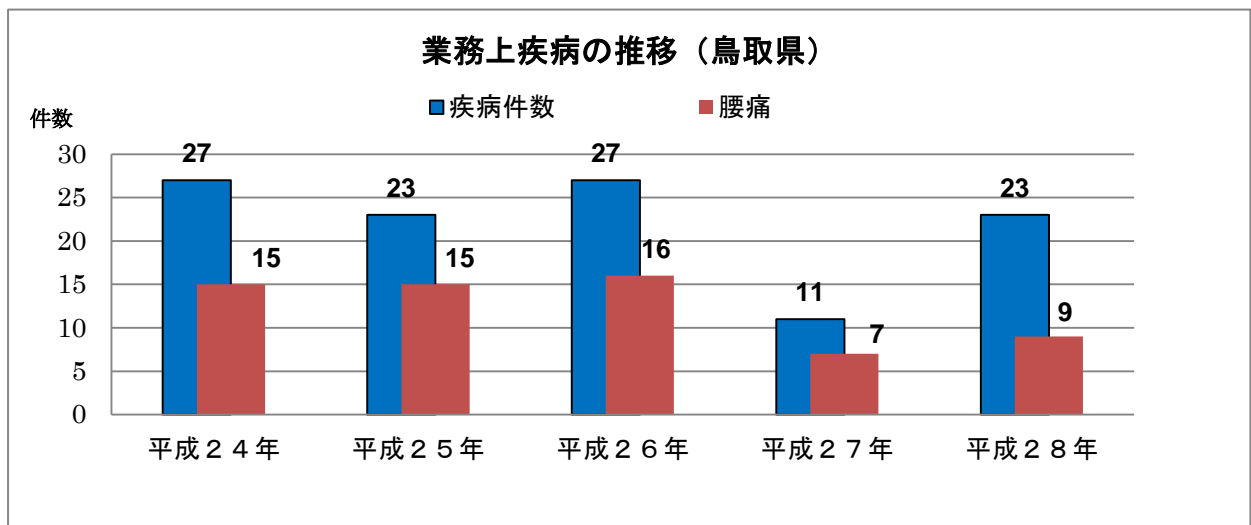
このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定）に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしています。

2 「全国労働衛生週間」のスローガンについて

今年度のスローガンは、「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」に決定しました。

労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進が図れるよう準備期間中に計画的な取組を行うよう呼びかけます。

3 鳥取県の業務上疾病の状況



4 鳥取労働局の取組

- (1) 準備月間及び本週間の広報
- (2) 有害物を取り扱う事業場等への労働衛生指導
- (3) 衛生管理者等衛生担当者研修（9月に3回）
- (4) 産業医に関する研修会（9月、10月）
- (5) 鳥取県地域両立支援推進チーム会議（9月）
- (6) 「健康診断実施強化月間（9月）」の周知